



能代市

社協だより

令和2年4月24日

No.66

●編集発行／社会福祉法人 能代市社会福祉協議会

〒016-0817 能代市上町12番32号

能代ふれあいプラザ2F

TEL 89-6000

FAX 89-6800

〒018-3151 能代市ニツ井町字三千苅44番地34

ニツ井総合福祉センター

TEL 73-3801

FAX 73-5648



災害ボランティア
活動実践研修



能代市社会福祉大会



いきいきサロン



施設合同夏祭り



施設合同運動会



要配慮者避難支援訓練

能代市地域福祉活動計画を策定しました

この計画は、能代市の行政計画である「地域福祉計画」と社会福祉協議会の行動計画である「地域福祉活動計画」を一体的に策定したものです。

今後は、「支え合い、助け合いの地域福祉の推進」を基本目標に、それぞれの役割を担いながら、地域住民、自治会・町内会、民生委員・児童委員、ボランティア、福祉関係団体等の皆様と連携・協働して、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを目指します。

※能代市地域福祉活動計画はホームページに掲載しています。



※この「社協だより」は、皆様から頂いた会費を活用して発行しています。

令和 2 年度事業計画

基本目標	支え合い、助け合いの地域福祉の推進			
基本方針	地域支援体制の構築	自立支援の推進	介護保険事業等の安定経営(重)	法人運営体制等の強化
事業	○ボランティアセンター事業 ○災害ボランティアセンター事業(重) ○ほっと・あったかサービス事業 ○地域支え合い高齢者等見守り事業 ○いきいきサロン支援事業 ○車両・物品貸出事業 ○雪対策支援事業 ○出前講座事業 ○ふれあい安心電話事業 ○ニッ井総合福祉センター事業 ○外出支援サービス事業 ○生活支援ハウス運営事業 ○社会福祉大会 ○社会福祉法人連絡会(新) ○包括的支援体制構築事業(新) ○生活支援体制整備第2層調査事業(新) ○中核機関ニーズ調査事業(新)	○日常生活自立支援事業 ○生活困窮者自立相談支援事業(重) ○たすけあい資金貸付事業 ○生活福祉資金貸付事業 ○制服リユース事業 ○法人後見事業 ○フードバンク事業 ○無料法律相談事業 ○高齢者世帯住宅小破修理事業 ○避難行動要支援者避難支援訓練事業 ○歳末たすけあい事業 ○災害見舞金支給事業	○居宅介護支援事業 ○訪問介護事業 ○ニッ井デイサービスセンター事業 ○緑町デイサービスセンター事業 ○ふれあいデイサービスセンター事業 ○緑町グループホーム事業 ○松籟荘事業(外部サービス利用型特定施設) ○能代松原ホーム管理経営事業	○職員の資質向上(重) ○理事会 ○評議員会の開催 ○監事会の開催 ○評議員選任 ○解任委員会 ○苦情解決第三者委員会の開催 ○役員等研修の実施 ○自主財源の確保 ○社協だよりの発行 ○ホームページの運営 ○SNSの活用

※ (重)…重点事業 (新)…新規事業

令和 2 年度予算

【収 入】

(単位：千円)

科 目	予算額
会費収入	6,350
寄付金収入	2,025
経常経費補助金収入	26,715
受託金収入	67,508
貸付事業収入	3,676
事業収入	527
負担金収入	17,893
介護保険事業収入	390,213
受取利息配当金収入	24
指定管理料	152,215
その他の収入	588
長期貸付金回収収入	10
積立資産取崩収入	48,333
拠点区分間繰入金収入	30,807
サービス区分間繰入金収入	21,208
前期末支払資金残高	1
合 計	768,093

【支 出】

(単位：千円)

科 目	予算額
人件費支出	481,931
事業費支出	178,315
事務費支出	24,745
貸付事業支出	3,676
助成金支出	3,822
負担金支出	8,138
固定資産取得支出	7,859
積立資産積立支出	10
拠点区分間繰入金支出	30,807
サービス区分間繰入金支出	21,208
予備費	7,582
合 計	768,093

※詳しくはホームページをご覧ください

<http://www.noshiroshakyo.jp/>



社協からのお知らせ

特例貸付のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減少があつた世帯の資金需要に対応するため、生活福祉資金の特例貸付を実施しています。

●緊急小口資金・・・一時的な資金が必要な方

●総合支援資金・・・生活の立て直しが必要な方
※申込みの際は減収等を確認できる書類等が必要になります。詳しくはホームページをご覧ください。

問合せ 能代市社会福祉協議会

☎89-6000

総合相談窓口について

市民の皆さまへの相談窓口を開設しています。
(土・日・祝日・年末年始除く) ご相談は次の内容によりお受けします。

●福祉に関する相談

福祉や介護等の悩みごと

●資金貸付に関する相談

低所得者世帯、障がい者世帯、又は高齢者世帯への貸付制度の相談

●ボランティアに関する相談

ボランティアについての情報提供やボランティア全般の相談

●日常生活自立支援事業に関する相談

判断能力に不安のある高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理等の相談



●成年後見制度に関する相談

認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者など意思決定が困難な方の後見申し立て等の相談

●生活困窮者自立相談支援事業に関する相談
(くらしサポート相談室)

仕事や生活、お金のことなど経済的な悩み相談(生活保護受給者は除く)

※相談内容により、関係機関に引き継ぐことがあります。

問合せ 能代市社会福祉協議会

☎89-6000

高齢者世帯住宅小破修理事業の申請を受付します



住み慣れた自宅で安心して暮らせるように、必要最小限の応急修理費を助成します。

対象 ・市内在住で65歳以上の高齢者世帯で

・市民税非課税世帯

・現に修理を行う住宅(借家可)に居住する世帯

・3年以内にこの事業を利用していない世帯

※生活保護世帯は除く。

改修費用が3万円未満は全額、3万円以上は改修費の9割で9万円以内

5月25日(月)～10月30日(金)

申込み 能代市社会福祉協議会または、担当民生委員

※詳しくはホームページをご覧ください。

問合せ 能代市社会福祉協議会

☎89-6000

二ツ井総合福祉センター
☎73-3801

弁護士による無料法律相談所

開催日 5月27日(水)

二ツ井総合福祉センター

6月24日(水)

能代市社会福祉協議会面談室

午前9時30分～正午

市内在住の方 先着5名

能代市社会福祉協議会

☎89-6000

定時
合 員 間
合 員 間



【善意】

心温かいご寄付ありがとうございました。
ご協力いただいた方(順不同/敬称略)

【香典返し】

・高田 光男	・佐藤 充	・細川 裕嗣
・松岡 一昭	・茂内 彰一	・成田 義広
・藤田 浩典	・山崎 和博	・佐藤 一久
・保坂 公生	・児玉 隆	・袴田美代子

【一般寄付】

・元祖檜山納豆株式会社
・能代市連合婦人会二ツ井支部

寄付金は、地域福祉活動に使わせていただきます。

編集後記

新型コロナウイルスの感染が相次ぎ、本当に不安を感じる毎日です。私たち一人ひとりが、冷静にひとつひとつできることを積み重ねていくこと。これが感染の拡大を抑えることにつながるかと信じています。

能代市社会福祉法人連絡会が発足しました

3月23日、能代市社会福祉法人連絡会が発足しました。

能代市社会福祉法人連絡会は、能代市内の社会福祉法人の組織化を図り、各法人の専門性を生かし、住民と共に地域課題の解決のため、連携して地域公益活動等に取り組むことで、市民一人ひとりが安心して暮らせる地域づくりの推進に寄与することを目的としています。

能代市に事業所を置く9つの社会福祉法人が参加しています。



〈発起人あいさつ〉
社会福祉協議会 田村重由会長



〈来賓あいさつ〉
齊藤滋宣能代市長

【役 員】

- ・会 長 田村 重由 氏 能代市社会福祉協議会 会 長
- ・副会長 中田 雅俊 氏 能 代 感 恩 講 理事長
- ・監 事 三澤 弘文 氏 能 代 ふ く し 会 理事長



総会の様子

能代市社会福祉法人連絡会参加法人

- ・社会福祉法人 能代感恩講
- ・社会福祉法人 轟婦人福祉会
- ・社会福祉法人 杉松会
- ・社会福祉法人 能代ふくし会
- ・社会福祉法人 ニツ井ふくし会
- ・社会福祉法人 ニツ井めぐみ会
- ・社会福祉法人 しらかみ長寿会
- ・社会福祉法人 ドリームホープなかよし
- ・社会福祉法人 能代市社会福祉協議会



社会福祉法人とは

社会福祉法人は、「社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法にもとづいて設立された法人」と定義されています。

平成28年に成立した社会福祉法等の一部を改正する法律により、「地域における公益的な取組」が社会福祉法人の責務として位置付けられました。

社会福祉法人がこれまで培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら、分野横断的に取組を進めていきます。

連絡会では、今後、情報交換や協議を重ね、生活に身近な地域で、相互に役割を担い、つながりを強めながら、支え合い、助け合いの取組を進めていきます。

社会福祉事業とは、社会福祉法に定められている第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいいます。

この他、社会福祉法人は、公益事業及び収益事業を行うことが出来ます。

【第一種社会福祉事業】

○利用者への影響が大きいため、経営安定を通じた利用者の保護の必要性が高い事業です。

○経営主体は、行政または社会福祉法人が原則です。

○特別養護老人ホーム、児童養護施設、障害者支援施設等

【第二種社会福祉事業】

○比較的用户への影響が少ないため、公的規制の必要性が低い事業です。

○経営主体は、制限がありません。すべての主体が届出をすることにより事業経営が可能となります。

○保育所、訪問介護、デイサービス、ショートステイ等

